

○総務省令第百二十一号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

総務大臣 武田 良太

日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条 日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請)

(株式交換に際して株式等を交付することの認可の申請)

第四条 会社は法第八条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

第四条 会社は法第八条第一項の規定により株式交換に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項(同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)又は同法第七百七十四条の三第一項各号に掲げる事項(同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)

一 会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項(同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)

二 株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付する方法

二 株式交換に際して株式又は新株予約権を交付する方法

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 株式交換又は株式交付に関する株主総会又は取締役会の議事録の写しのほか、執行役の決定があつたときは、当該決定があつたことを証する書類

一 株式交換に関する株主総会又は取締役会の議事録の写しのほか、執行役の決定があつたときは、当該決定があつたことを証する書類

二 株式交換契約又は株式交付計画の内容を記載した書面

二 株式交換契約の内容を記載した書面

(合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請)

(合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請)

第十条 会社は、法第十一条の規定により合併、会社分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第三号及び第四号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

第十条 同上

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

一 同上

〔イ 略〕

〔イ 同上〕

ロ 新設合併(会社法第二十八条に規定する新設合併をいう。以下同じ。)(場合)

ロ 新設合併(会社法第二十八条に規定する新設合併をいう。以下同じ。)(場合)

新設合併設立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。)(が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項(同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)、新設合併設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項

新設合併設立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。)(が株式会社である場合にあつては同条各号に掲げる事項(同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により同条第二項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)、新設合併設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項

〔ハ 略〕

〔ハ 同上〕

二 新設分割(会社法第二十条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。)(場合)

二 新設分割(会社法第二十条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。)(場合)

新設分割設立会社(同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。)(が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項(新設分割設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項

新設分割設立会社(同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。)(が株式会社である場合にあつては同条各号に掲げる事項(新設分割設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項

〔ホ 略〕

〔ホ 同上〕

二 会社の株主であつて、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

二 同上

〔イ・ロ 略〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 会社が新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。)(又は新設分割会社(同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。))となる場合(同法第八百六条第二項に規定する反対株主

ハ 会社が新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。)(又は新設分割会社(同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。))となる場合(同法第八百六条第二項に規定する反対株主

〔三・四 略〕

〔三・四 同上〕

(表)

9センチメートル

	第 号
	官職
	氏名

日本郵政株式会社
第14条第2項の規定による検査員証

5.5センチメートル

	年 月 日 発 行
	年 月 日 限 有 効

総務大臣 印

(裏)

日本郵政株式会社法抜粋

第14条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要であると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(表)

9センチメートル

	第 号
	官職
	氏名

日本郵政株式会社
第15条第2項の規定による検査員証

5.5センチメートル

	年 月 日 発 行
	年 月 日 限 有 効

総務大臣 印

(裏)

日本郵政株式会社法抜粋

第15条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要であると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第21条 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(株式交換又は株式交付に際して株式等を交付することの認可の申請)</p> <p>第八条の二 会社は法第九条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 会社法第七百六十八条第一項各号に掲げる事項（同条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）又は同法第七百七十四条の三第一項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）</p> <p>二 株式交換又は株式交付に際して株式又は新株予約権を交付する方法</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 株式交換又は株式交付に関する株主総会又は取締役会の議事録の写し</p> <p>二 株式交換契約又は株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請)</p> <p>第十四条 会社は、法第十二条の規定により合併、会社分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第三号及び第四号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 新設合併（会社法第二十八条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合 新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項</p> <p>「ハ 略」</p> <p>ニ 新設分割（会社法第二十条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合 新設分割設立会社（同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項</p> <p>「ホ 略」</p> <p>二 会社の株主であつて、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合 同法第八百六条第二項に規定する反対株主</p> <p>「三・四 略」</p>	<p>「新設」</p> <p>(合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ 新設合併（会社法第二十八条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合 新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項（同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第二項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項</p> <p>「ハ 同上」</p> <p>ニ 新設分割（会社法第二十条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合 新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあつては同項各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあつては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項</p> <p>「ホ 同上」</p> <p>「二 同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合 同法第八百六条第二項に規定する反対株主</p> <p>「三・四 同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。